

甲府市農業委員会 11月定例総会議事録

1. 日 時 令和7年11月27日（木） 午後2時00分

2. 会 場 甲府市東公民館

3. 出席委員（16名）

会長：柿嶋 敦、職務代理者：山村 忠弘、米山 夫佐子

【農業委員】

1番 森澤 良直	2番 落合 洋子	4番 宮川 俊一	5番 輿水 辰次
6番 芦沢 喜嗣	7番 小松 芳彦	8番 越石 和昭	10番 關野 登
11番 佐々木 茂隆	12番 西名 武洋	14番 野澤 洋子	15番 長田 正実
16番 菊島 建			

4. 欠員（2名）

3番、9番

5. 欠席（1名）

13番 渡邊 元二

6. 職務のために出席した農業委員会事務局職員の職氏名

事務局長	白倉 修
農地係係長	中村 勝
係長	窪田 光洋
主任	内藤 ひとみ
振興係係長	長澤 和利

7. 議 案

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農地中間管理機構への要請することについて
議案第5号	甲府市農地利用最適化推進委員の募集案内について
議案第6号	甲府市農業委員会の委員の欠員について

報告案件

報告第1号	農地法第5条競・公売適格証明願（市街化区域届出）
報告第2号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第 3 号	農地法第 5 条の規定による届出について（市街化区域届出）
報告第 4 号	返納届について
報告第 5 号	農用地利用集積計画の解約について
報告第 6 号	甲府市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会の指名について
報告第 7 号	農用地利用集積計画の解約について

午後 2 時 00 分 開会

○事務局（中村係長）

本日の総会は、委員定数 19 名中、欠員 2 名、16 名のご出席をいただいておりますので、「農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項」の規定により、この会議が成立していることを、ご報告いたします。

それでは、甲府市農業委員会総会会議規則第 5 条の 2 の規定により、会長が議長を務め、議事を整理することとなっております。柿嶋会長よろしくお願ひいたします。

○（柿嶋会長）

只今から、甲府市農業委員会 11 月定例総会を「農業委員会等に関する法律」並びに「甲府市農業委員会総会会議規則」の規定により、進行して参ります。

最初に、11 月定例総会の議事録署名委員につきましては、議席の順番に今回は、8 番の越石和昭委員と 10 番の關野登委員のお 2 人にお願いいたします。

なお、先ほど事務局との打ち合わせの際に、すべての案件において「事前の質問はない」との報告を受けております。

それでは、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」審議いたします。事務局より説明してください。

○事務局（窪田係長）

農地法第 3 条につきましては、農地のままの権利移動であります。

今月は、売買が 1 件及び贈与が 3 件の合計 4 件ございます。4 件とも 3 条の資格要件を満たしております。

それでは、議案書 1 ページの 1 番、地図は 1 ページの 3 条 No.1 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の○面、○面は○○、○面は○○及び○○、○面は○○及び○○となっております。

譲受人は、農業経験が○○年あり、○○、○○、○○の○○とともに○○を含めた○○m²の農地で○○を栽培しておりますが、今回、譲渡人が、○○で○○するため、譲受人の○○にある申請地の○○を検討されていましたことから、○○のため取得するものであります。申請地では○○を栽培する予定であります。

続きまして、議案書 1 ページの 2 番、地図は 2 ページの 3 条 No.2 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人につきましては、議案書記載のとおりです。

申請地の〇面は〇〇を挟んで〇〇及び〇〇、〇面は〇〇、〇面は〇〇を挟んで〇〇、〇面は〇〇及び〇〇となっております。

譲受人は、譲渡人の〇〇にあたります。これまで、〇〇と一緒に農業経営をしており、今回、申請地を〇〇から〇〇により、取得するものであります。

申請地では〇〇を行っていく予定であります。

続きまして、議案書1ページの3番、地図は3ページの3条No.3をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人につきましては、議案書記載のとおりです。

申請地は〇〇となっており、地図のとおりになります。

譲受人は現在、〇〇、〇〇と〇〇を栽培しており、〇〇である譲渡人が〇〇で耕作が難しいことから申請地を〇〇により譲り受けるものであります。

譲受人を含む〇〇は農業経験が〇〇年あり、申請地では〇〇を栽培する計画であります。

続きまして、議案書2ページの4番、地図4ページの3条No.4をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人につきましては、議案書記載のとおりです。

申請地の〇面は〇〇、〇面、〇面は〇〇、〇面は〇〇となっております。

譲受人は、〇〇の〇〇であり、現在、申請地を〇〇している〇〇へ〇〇の〇〇である〇〇を〇〇、〇〇するものであります。

譲受人はそれぞれ農業経験が〇〇年あり、申請地では〇〇、〇〇、〇〇を栽培する計画であります。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○ (柿嶋会長)

事務局からの説明が終わりました。議案第1号についても、事前にご意見等はいただいておりませんが、特別、何かありましたらお願ひいたします。

《 意見なし 》

ご意見もないようですので、採決をいたします。議案第1号「農地法第3条による許可申請」について、賛成の方は挙手をお願いします。

《 全員賛成 》

ありがとうございました。全員の方の賛成をいただきましたので、議案第1号については、決定し、証明書の交付をして参ります。

続きまして、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（窪田係長）

農地法第4条につきましては、農地の所有者ご自身が、農地転用するものであります。今月は、1件ございます。

議案書3ページの1番、地図は5ページの4条No.1をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、申請人につきましては、議案書記載のとおりであり、転用目的は〇〇であります。

申請地の〇面は〇〇、〇面は〇〇及び〇〇、〇面は〇〇、〇面は〇〇を挟んで〇〇となっており、農地区分は第〇種農地と判断しました。

申請人は、申請地の〇〇にある〇〇で生活しておりますが、申請地について、〇〇が農地転用許可の手続きを怠り、〇〇年も前から〇〇として使用していたことから、今回、経過理由書の添付による申請によって是正するものであります。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。議案第2号につきましても、事前にご意見等はいただいておりませんが、特別、何かありましたらお願ひいたします。

« 意見なし »

それでは、ご意見等もないようですので、採決をいたします。議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」、賛成の方は挙手をお願いします。

« 賛成多数 »

ありがとうございました。賛成多数ですので、議案第2号については決定し、証明書の交付をして参ります。

続きまして、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（窪田係長）

農地法第5条につきましては、農地の所有者以外の方が、農地転用するものであります。今月は、6件ございます。

議案書4ページの1番、地図は6ページの5条No.1をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲受人、譲渡人につきましては、議案書記載のとおりであり、転用目的は〇〇でございます。

申請地の〇面は〇〇を挟んで〇〇、〇面は〇〇を挟んで〇〇、〇面は〇〇を挟んで〇〇、〇面は〇〇を挟んで〇〇となっており、農地区分は第〇種農地と判断しました。

譲受人の〇〇は、〇〇の〇〇となることから、現在の〇〇で〇〇を選定したところ、申請地が立地条件及び利便性に適していたことから、申請地を取得し、〇〇として転用するものであります。

なお、○○については○○により○○し、○○については○面の○○に○○されている○○に○○して処理する計画であります。

続きまして議案書4ページの2番、地図は7ページの5条No.2をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人につきましては、議案書記載のとおりであり、転用目的は○○であります。

申請地の○面、○面は○○及び○○、○面は○○、○面は○○となっており、農地区分は第○種農地と判断しました。

譲受人は○○で○○を営んでいる○○であり、申請地は○○としての需要が見込まれるため、○○の○○として転用したいとのことであります。

なお、○○については○面に接する○○へ○○し、○○についても○面の○○に○○されている○○へ○○して処理する計画であります。

続きまして議案書4ページの3番、地図は、8ページの5条No.3をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲受人、譲渡人につきましては、議案書記載のとおりであり、転用目的は○○でございます。

申請地の、○面は○○、○面は○○を挟んで○○、○面は○○、○面は○○及び○○となっており、農地区分は第○種農地と判断しました。

譲受人は、○○と○○を行っている○○で、申請地は○○としての○○のため、○面の○○を含めた○○m²を○○に転用するものであります。

なお、○○は○○により○側の○○へ、○○は○側の○○に○○されている○○へ○○する計画であります。

続きまして議案書5ページの4番、地図は9ページの5条No.4をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、貸人、借人につきましては、議案書記載のとおりであり、転用目的は○○でございます。

申請地の○面は○○を挟んで○○、○面は○○及び○○、○面は○○、○○、及び○○、○面は○○及び○○となっており、農地区分は第○種農地と判断しました。

借人は、貸人の○○であり、○○で○○を営んでいますが、○○により、現在の○○だけでは○○していることから、申請地を○○し、○○に転用するものであります。

申請地は○○で、○○が○○することが可能であり、○○は○○し、○○の○○は○○する計画であります。

続きまして議案書5ページの5番、地図は10ページの5条No.5をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、賃貸人、賃借人につきましては、議案書記載のとおりであり、転用目的は○○でございます。

申請地の○面は○○、○面は○○、○面は○○を挟んで○○、○面は○○を挟んで○○となっており、農地区分は第○種農地と判断しました。

賃借人は、○○を営む○○であり、申請地を○○するための○○として○○し、賃貸借するものであります。

○○については、申請地の○○し、○○を○○敷き、○○を入れた○○を○○、それ以外は○○する計画であります。

続きまして議案書5ページの6番、地図は、11ページの5条No.6をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲受人、譲渡人につきましては、議案書記載のとおりであり、転用目的は〇〇でございます。

申請地の〇面は〇〇を挟んで〇〇、〇面は〇〇、〇面は〇〇、〇面は〇〇となっており、農地区分は第〇種農地と判断しました。

譲受人は、申請地に〇〇する〇〇であり、申請地周辺の〇〇や〇〇を所有している〇〇であります。譲渡人は〇〇の〇〇であり、申請地を〇〇に〇〇したいとのことから、申請地を〇〇により譲受け、〇〇として転用するものであります。

なお、申請地の〇側の〇〇については、〇〇として利用されていることから、始末書添付による申請によって是正し、〇側の〇〇については、〇〇の〇〇とする計画であります。また、〇〇は〇〇とする計画であります。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。議案第3号につきましても、事前にご意見等はいただきておりませんが、特別、何かありましたらお願ひいたします。

《 意見なし 》

それでは、ご意見等も無いようですので、採決をいたします。議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、賛成の方は挙手をお願いします。

《 賛成多数 》

ありがとうございました。賛成多数でありますので、議案第3号については、決定いたします。なお、議案第3号のうち1,000m²以上の案件については、許可相当とし、山梨県農業会議に諮問して参ります。それ以外の案件については、許可書の交付をして参ります。

次に、報告第1号から第4号について、事務局より説明して下さい。

○事務局（窪田係長）

それでは、報告事項の説明をいたします。

議案書6ページから10ページまでは、10月9日から11月7日までに受理しました、市街化区域における農地法5条の競・公売適格証明願の届出、相続等の3条の届出、市街化区域における農地法5条の届出、返納届を掲載しております。

なお、それぞれの転用目的や農地の所在、届出人等につきましては、議案書に記載のとおりであり、受理通知等につきましては、事務局長の専決により交付済みとなっております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。

報告第 1 号から第 4 号につきましては、報告事項ですのでご了承をお願いします。

次に、議案第 4 号の「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による農地中間管理機構への要請について」と、報告第 5 号「農用地利用集積計画の解約について」は、それぞれ関連がありますので、一括して審議いたします。それでは、事務局より説明して下さい。

○事務局（長澤係長）

振興係の長澤です。よろしくお願ひいたします。それでは議案第 4 号の説明をさせていただきます。

議案書 11 ページをご覧ください。

まず、農用地利用集積等促進計画における新規設定の集計表となります、農地中間管理機構において、12 月 25 日公告、令和 8 年 1 月 1 日貸借開始となる案件でございます。

今月は、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇地区から合計〇〇の申請がありまして、合計面積は〇〇m²でございます。

中段の表、令和 7 年度の目標面積 118,100 m²に対し、設定面積は先月の総会までに承認をいただきました 32,153 m²で、達成率は 27 パーセントでございます。

次に、12 ページをご覧ください。

こちらの集計表は、借受人はこれまでと変わらず農地中間管理機構を介した案件となります、今月は、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇地区より合計〇〇の申請があり、合計面積は〇〇m²でございます。

中段の表、令和 7 年度の目標面積 271,300 m²に対し、設定面積は先月の総会までに承認をいただきました 9,776 m²で、達成率は 3.6 パーセントでございます。

続きまして、13 ページから 24 ページまでが土地所有者から山梨県農業振興公社への貸付内容でありまして、25 ページから 36 ページが借受人となります。

貸付人、借受人の氏名・住所・借受期間等につきましては議案書記載のとおりでございます。

それでは、新規就農者の案件をご説明申し上げます。議案書 29 ページの一番下、申請番号 15 番をご覧ください。位置図につきましては 12 ページ議案第 4 号を併せてご覧ください。

借受人は、〇〇にお住まいの〇〇歳の〇〇で新規就農者でございます。この方は現在、〇〇において〇〇している〇〇において、〇〇として〇〇勤務しております。〇〇に〇〇で〇〇をしたこときっかけに興味を持ち、その時に栽培から販売までを一通り学んだとのことでございます。

当該農地においては、〇〇により〇〇栽培を行い〇〇や〇〇において〇〇を行う予定とのことでございます。

農業用機械等でございますが、現在、〇〇と〇〇を所有しているとのことでございます。また、借受人の〇〇は〇〇している〇〇であることから、〇〇があるとのことで今後も〇〇により〇〇していく、とのことあります。このことは〇〇さんも了承しております。

なお、就農後につきましては、平日と併せて概ね 150 日間農業に従事する予定でございます。

以上のことから、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項による要件を満たしております。

引き続き、農地銀行による農用地利用集積計画の解約の届けが提出されましたのでご報告申し上げます。議案書の 37 ページをご覧ください。

今月は、2 件の解約届が提出されました。

貸付人、借受人の氏名・住所・解約の理由につきましては、議案書記載のとおりでございます。

以上でございます。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

○ (柿嶋会長)

ありがとうございました。事務局より説明が終わりました。こちらも事前にご質問の報告は受けておりませんが、特別、何かありましたらお願ひいたします。

« 意見なし »

それでは、採決をいたします。議案第 4 号「農地中間管理機構へ要請すること」に同意される方は、举手をお願いします。

« 全員同意 »

ありがとうございます。全員の同意をいただきましたので、議案第 4 号につきましては、農地中間管理機構へ要請して参ります。

なお、報告第 5 号につきましては、報告事項でありますので、ご了承をお願いいたします。

次に、議案第 5 号の「甲府市農地利用最適化推進委員の募集案内について」と、報告第 6 号「甲府市 農地利用最適化推進委員候補者選考委員の指名について」は、それぞれ関連がありますので、一括して審議いたします。それでは、事務局より説明して下さい。

○事務局（中村係長）

それでは、議案第 5 号について説明いたします。

先月の総会の時にも、委員の皆様に資料はご覧になっていただきましたが、改めて審議していただきたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

38 ページの議案第 5 号をご覧ください。最適化推進委員さんの募集に関しましては、3 年前のものを参考に農業委員さんの募集案内に沿って同じようにしております。

1 の募集の内容は、(1) 募集人数は 10 月総会の時に申しましたが、農地面積から算定して現在より 1 名減の 17 人です。

また、(3) の任期につきましては、次期は令和 8 年 7 月 31 日から令和 11 年 7 月 30

日までの3年間であります。

次に、39ページの4の推薦及び応募の方法の(2)受付期間は、令和8年2月4日水曜日から3月5日木曜日までであります。

次に、5の申込者等に関する情報の公表につきましては、受付期間の中間である2月の中旬及び終了後の3月の上旬であります。

次に、41ページの別表ですが、先月の総会の時にお話ししましたが、山城、貢川、旧市地区を4名から1名減の3名とさせていただきました。その他の地区は、現在と同様であります。

募集案内及び任期や受付期間は、農業委員の募集と同じ期間となります。42ページ以降には、申込書様式がついております。42ページからは、個人の推薦による申し込み用の様式。45ページからは、団体の推薦による申し込み用の様式。48ページからは、応募による申し込み用の様式であります。

説明は以上となりますが、委員さんの定数は、農業委員さんも最適化推進委員さんも甲府市の条例で定めております。今回、最適化推進委員さんの定数が変わりますので条例を改正する必要があり、市議会の承認を得なければなりません。したがいまして、来月の12月の甲府市議会で、条例改正について議決を得てから正式に委員さんの定数が決まることになります。

続きまして、報告第6号を説明いたします。53ページの甲府市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会規定をご覧ください。

第1条、第2条では、最適化推進委員の選考のために選考委員会を設置し、結果を農業委員会へ報告することとなっております。第3条では、選考委員は会長を含む6名以内で構成され、農業委員の中から会長が指名することになっております。この規定により会長が選考委員を指名しましたのでご報告いたします。

左側の52ページの報告第6号をご覧ください。

選考委員につきましては、ご覧のとおり柿嶋会長、山村職務代理、米山職務代理、小松北ブロック長、菊島中ブロック長の5名となり、規程第3条の6名以内となりますことをご報告いたします。

以上でございます。最適化推進委員さんの募集案内について、ご審議をお願いいたします。

○ (柿嶋会長)

事務局からの説明が終わりました。こちらも、事前にご質問の報告は受けておりませんが、特別、何かありましたらお願ひいたします。

« 意見なし »

それでは、採決をいたします。議案第5号「農地利用最適化推進委員の募集案内」に賛成される方は、挙手をお願いします。

« 賛成多数 »

ありがとうございます。賛成多数ですので議案第5号の案件については、決定して参ります。なお、「報告第6号」につきましては、報告事項でありますのでご了承をお願いいたします。

続きまして、議案第6号「甲府市農業委員会の委員の補充について」を議題といたします。事務局より説明してください。

○事務局（中村係長）

それでは、議案第6号の委員の補充について説明いたします。

ページを戻っていただき51ページをご覧ください。

去る10月27日に議席番号3番の「土屋三千雄」様がご逝去されたため、委員さんに欠員が生じております。このことについて、欠員補充が必要かご協議をお願いいたします。

今年3月に亀井智様がご逝去され委員に欠員が生じたときは、委員の補充はせずに委員さんが兼務していただくということを決定していただき、芦沢委員に兼務していただいているところであります。

委員の欠員につきましては、議案書の提案理由にもあるとおり、欠員補充についての法令上の規定ではなく、農林水産省から示されている留意事項では「欠員が生じたことにより農業委員会の所掌事務を適切に処理できなくなった場合は、農業委員を任命することが適当である」との通例がありますことから、本総会において委員の皆様の総意を確認するため、この案件を提出させていただきました。

なお、補充をした場合のスケジュールでございますが、法令に基づき約1か月間の候補者募集を行い、有識者等による候補者選考委員会で選考し、市議会の同意を得て任命となります。

このようなことから、最短で、来年の令和8年3月の甲府市議会定例会で同意を得て、令和8年4月の任命となり、任期は残任期間の令和8年7月末までの約4か月となります。

以上のこと踏まえまして、ご協議いただきますようお願いいたします。

○事務局（白倉事務局長）

追加して説明いたします。

土屋様がご逝去され、農業委員に欠員が生じますが、事務に支障が無いと考えております。また、補充した場合に要する事務手続きや残りの任期等を鑑みますと、申し訳ありませんが、現委員さんで残りの任期を兼務していただきたいと存じます。

○（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はございますか。

« 質疑等なし »

質疑等、無いようですので、質疑を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。本案は委員の補充は行わず、現行の委員で残任期間の所掌業務を行うことにご異議ございませんか。

『 異議なし 』

ご異議なしと認めます。よって委員の補充は行わず、現行の委員で残任期間の所掌業務を行うことに決定します。

それでは、兼務していただく委員を決めたいと思いますが、何かご意見等ござりますか。事務局の方で、何か案などありますか。

○事務局（中村係長）

事務局案であります。今年の3月に下曾根地区の亀井委員様がお亡くなりになつたときには、隣接委員の上曾根地区の芦沢委員が兼務していただいております。

このたびの土屋委員様は白井地区ですので、白井地区の隣接となりますと上曾根地区であります。従いまして、案ですが、上曾根地区の芦沢委員が、土屋委員の白井地区を兼務していただいて、芦沢委員が今まで兼務していただいた亀井委員の下曾根地区につきましては、少し離れておりますが、柿嶋会長が右左口地区と兼務していただきたいと思いますが、如何でしょうか。

ご協議をお願いいたします。

○（柿嶋会長）

ただ今、事務局から兼務について案がありました。芦沢委員、いかがでしょうか。

○（芦沢委員）

わかりました。白井地区を兼務します。

○（柿嶋会長）

芦沢委員、ありがとうございます。私も下曾根地区を兼務してもいいと思っております。

それでは、お諮りいたします。芦沢委員が白井地区を兼務すること、また、私が下曾根地区を兼務することに、ご異議ございませんか。

『 異議なし 』

ご異議なしと認め、芦沢委員と私がそれぞれを兼務することに決定いたします。よろしくお願ひいたします。

最後に、決議でありますが、議案書54ページ、「地域計画の実現に向けた農地等の利用調整活動の推進に関する決議書」につきまして、事務局より説明して下さい。

○事務局（中村係長）

議案書の最後の 54 ページをご覧ください。また、1 枚紙の両面印刷の別紙「令和 7 年度地域計画の実現に向けた農地等の利用調整活動推進要領」を併せてご覧いただきたいと思います。こちらは、去る 11 月 13 日に県立文学館で、令和 7 年度農政推進大会が行われましたが、農地調査もあったこともあり農業委員さん並びに農地利用最適化推進委員さん併せて 17 名が参加されました。この推進大会で決議されました活動推進に係る本決議案について、全県下で意思統一を図るということから、甲府市農業委員会においても決議を行うものでございます。決議案につきましては、朗読を持ちまして説明とさせていただきます。

「地域計画の実現に向けた農地等の利用調整活動の推進に関する決議書」平成 28 年 4 月に施行された改正農業委員会法により農地等の利用の最適化の推進が農業委員会の必須活動となり、施行 5 年後の見直しを経て、令和 4 年 2 月に農林水産省が発出したガイドライン通知では、農業委員・農地利用最適化推進委員による農家、農業法人及び新規参入希望者等の意向を踏まえた農地等の利用調整活動のより具体的な目標の樹立と目標に沿った活動の公表が求められている。更に、令和 5 年 4 月に施行された「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」において、市町村は地域計画の策定・実行に向けて取り組むことが法定化され、農業委員会は、農地の出し手・受け手の意向や遊休農地・所有者不明農地の把握と情報提供、現況地図・目標地図素案の作成、地域の話し合いへの参加などに取り組んできたところである。今後はその実現（実行・ブラッシュアップ）に向けた農業委員会活動が重要となってくることから、本農業委員会では別紙の「令和 7 年度地域計画の実現に向けた農地等の利用調整活動推進要領」に基づき、引き続き、地域における農地等の利用調整活動を強力に推進することを決議する。令和 7 年 11 月 27 日甲府市農業委員会

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○（柿嶋会長）

事務局より説明が終わりました。それでは採決をいたします。本決議案について、同意される方は挙手をお願いいたします。

《 全員挙手 》

ありがとうございます。全員の挙手をいただきましたので、本決議案につきましては、可決し、甲府市農業委員会といたしましても積極的に推進していくことを決議いたします。

以上で、予定している案件は全て終了しましたが、委員の皆さんより何かありましたらお願いします。

《 意見・質問なし 》

無いようですので、以上をもちまして、11 月定例総会を終了いたします。

ご協力ありがとうございました。

午後2時55分 閉会